



山形県公報

平成27年9月1日(火)
第2677号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……1083
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(地域福祉推進課) ……同
- 第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可……………(水産振興課) ……1084
- 県営土地改良事業計画の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……1085
- 保安林内の皆伐面積の限度……………(林業振興課) ……1086
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……1087
- 同……………(同) ……1088
- 県道の供用の開始……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……1089
- 同……………(同) ……同

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)等の一部を改正する規則……………同

### 公 告

- 平成27年度砂利採取業務主任者試験の実施……………(産業政策課) ……1090
- 平成27年度後期技能検定の実施……………(雇用対策課) ……同

## 告 示

### 山形県告示第725号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                | サービスの種類  | 指定年月日       |
|----------------------|----------------------------|----------|-------------|
| 有限会社HYOコーポレーション      | デイサービス奏で館<br>米沢市中央七丁目4番37号 | 介護予防通所介護 | 平成27. 8. 20 |

### 山形県告示第726号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成27年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の氏名 | 施術所の名称                                   | 施術所の所在地                                           | 指定年月日       |
|-----------|------------------------------------------|---------------------------------------------------|-------------|
| 伊藤 宗子     | もりや鍼灸治療院                                 | 山形市大字青柳1688番地3                                    | 平成27. 2. 27 |
| 大乗 玲子     | もりや鍼灸治療院                                 | 山形市大字青柳1688番地3                                    | 同           |
| 高橋 文博     | もりや鍼灸治療院                                 | 山形市大字青柳1688番地3                                    | 同           |
| 星 ひとみ     | もりや鍼灸治療院                                 | 山形市大字青柳1688番地3                                    | 同           |
| 鈴木 航也     | いのうえ整骨院                                  | 山形市元木一丁目10番2号                                     | 同 3. 10     |
| 太田 智美     | ワタナベ鍼灸按摩マッ<br>サージ院                       | 山形市花楸一丁目21番15号                                    | 同 3. 13     |
| 二戸 昭夫     | ようこ接骨院                                   | 山形市飯田五丁目5番4号                                      | 同 3. 18     |
| 門脇 明華     | 白壁鍼灸按摩マッサー<br>ジ院                         | 山形市双葉町二丁目5番30号                                    | 同 3. 23     |
| 奥山 恵      | らいふマッサージ治療<br>院山形店<br>らいふマッサージ治療<br>院天童店 | 山形市江俣四丁目3番13号<br>天童市柏木町一丁目5番18号 コーポシャ<br>ルマンA-102 | 同 3. 24     |
| 斎藤 美智子    | らいふマッサージ治療<br>院山形店<br>らいふマッサージ治療<br>院天童店 | 山形市江俣四丁目3番13号<br>天童市柏木町一丁目5番18号 コーポシャ<br>ルマンA-102 | 同           |
| 佐藤 麻衣     | つるおかナチュラル鍼<br>灸整骨院                       | 鶴岡市新形町8番25号                                       | 同 3. 31     |
| 三田 吾郎     | つるおかナチュラル鍼<br>灸整骨院                       | 鶴岡市新形町8番25号                                       | 同           |
| 高橋 聖秀     | ほりばた接骨院                                  | 新庄市堀端町7番28号                                       | 同 6. 19     |

## 山形県告示第727号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

平成27年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 漁業権者の名称及び住所  
イ 名称 最上川第二漁業協同組合  
ロ 住所 西村山郡河北町谷地字山王23番地1
- (2) 漁業権の免許番号  
内共第6号、内共第7号、内共第8号及び内共第9号
- (3) 変更の内容  
第4条第3項の表期間の欄を次のように改める。  
4月1日から10月31日まで
- (4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成28年4月1日

- 2 (1) 漁業権者の名称及び住所
  - イ 名 称 丹生川漁業協同組合
  - ロ 住 所 尾花沢市北町一丁目10番5号
- (2) 漁業権の免許番号
  - 内共第10号
- (3) 変更の内容

第7条第1項の表中

|        |
|--------|
| 1,000円 |
| 5,000円 |
| 1,500円 |
| 8,000円 |

を

|        |
|--------|
| 1,500円 |
| 6,000円 |
| 2,000円 |
| 9,000円 |

に改め、同条第4項の表中

|         |
|---------|
| 11,000円 |
|---------|

を

「13,000円」に改める。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日
  - 平成28年4月1日

- 3 (1) 漁業権者の名称及び住所
  - イ 名 称 赤川漁業協同組合
  - ロ 住 所 鶴岡市本町三丁目3番20号
- (2) 漁業権の免許番号
  - 内共第17号、内共第18号及び内共第19号
- (3) 変更の内容

第8条の表中

|                                    |
|------------------------------------|
| 鶴岡市熊出地内赤川頭首工施設から下流100メートルの地点までの赤川  |
| 鶴岡市馬渡地内馬渡床止工から下流100メートルの地点までの赤川    |
| 鶴岡市伊勢横内地内伊勢横内床止工から下流50メートルの地点までの赤川 |
| 鶴岡市黒川地内黒川床止工から下流50メートルの地点までの赤川     |

を

「

|                                      |
|--------------------------------------|
| 鶴岡市熊出地内赤川頭首工施設から上下流100メートルの地点までの赤川   |
| 鶴岡市馬渡地内馬渡床止工から上下流100メートルの地点までの赤川     |
| 鶴岡市伊勢横内地内伊勢横内床止工から上下流100メートルの地点までの赤川 |
| 鶴岡市黒川地内黒川床止工から上下流100メートルの地点までの赤川     |
| 鶴岡市東橋下流床止工から上下流100メートルの地点までの赤川       |

に改める。

」

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日
  - 平成28年1月1日

**山形県告示第728号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営柳沢地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称

県営柳沢地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画書の写し

2 縦覧に供する場所

酒田市役所

3 縦覧に供する期間

平成27年9月2日から同年10月5日まで

4 その他

この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対しのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第729号

平成27年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成27年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 森林法施行令第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林 |                   | 皆伐面積の限度 |
|---------------------------------|-------------------|---------|
|                                 |                   | ヘクタール   |
| 日 向 川                           | 水 源 か ん 養 保 安 林   | 314.36  |
| 相 沢 川                           | 同                 | 113.56  |
| 田 川                             | 同                 | 533.78  |
| 五 十 川 ～ 鼠 ヶ 関 川                 | 同                 | 90.92   |
| 鮭 川                             | 同                 | 658.19  |
| 小 国 川                           | 同                 | 355.21  |
| 銅 山 川 ～ 角 川                     | 同                 | 396.12  |
| 北 村 山                           | 同                 | 443.96  |
| 寒 河 江 川                         | 同                 | 189.10  |
| 月 布 川 ～ 朝 日 川                   | 同                 | 90.24   |
| 山 形                             | 同                 | 242.35  |
| 白 川                             | 同                 | 392.65  |
| 荒 川                             | 同                 | 393.65  |
| 置 賜                             | 同                 | 498.42  |
| 前 川                             | 同                 | 25.06   |
| 日 向 川                           | 土 砂 流 出 防 備 保 安 林 | 11.76   |
| 相 沢 川                           | 同                 | 15.85   |
| 田 川                             | 同                 | 338.06  |
| 五 十 川 ～ 鼠 ヶ 関 川                 | 同                 | 141.75  |
| 鮭 川                             | 同                 | 42.68   |
| 小 国 川                           | 同                 | 43.20   |
| 銅 山 川 ～ 角 川                     | 同                 | 32.30   |
| 北 村 山                           | 同                 | 407.48  |
| 寒 河 江 川                         | 同                 | 60.17   |
| 月 布 川 ～ 朝 日 川                   | 同                 | 39.68   |
| 山 形                             | 同                 | 116.41  |
| 白 川                             | 同                 | 506.86  |
| 荒 川                             | 同                 | 63.88   |
| 置 賜                             | 同                 | 312.26  |



| 区                           | 間           | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延長      |
|-----------------------------|-------------|------|---------------------|---------|
| 最上郡大蔵村大字清水字平ノ下1409番1から<br>同 | 白須賀2978番3まで | 旧    | 121.0メートル<br>} 17.8 | 200メートル |
| 同                           | 上           | 新    | 71.0メートル<br>} 17.8  | 同上      |

**山形県告示第731号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年9月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成27年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大石田畑線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                           | 間       | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延長      |
|-----------------------------|---------|------|--------------------|---------|
| 最上郡大蔵村大字清水字平ノ下1424番1から<br>同 | 1428番まで | 旧    | 33.0メートル<br>} 13.0 | 147メートル |
| 同                           | 上       |      | 30.0メートル<br>} 13.0 | 205メートル |
| 同                           | 上       | 新    | 33.0メートル<br>} 13.0 | 147メートル |

**山形県告示第732号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成27年9月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成27年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 米沢高畠線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡高畠町大字佐沢字中川原2895番1から  
同 宮田2264番2まで  
東置賜郡高畠町大字佐沢字長面1538番1から  
同 1001番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年9月1日

**山形県告示第733号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、河川管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市大字上桜田
- 2 公共測量を実施する期間  
平成27年9月1日から平成28年3月11日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量、水準測量）

山形県告示第734号

次の開発行為は、完了した。

平成27年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成27年3月26日 指令置総建第81号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
南陽市柵塚字山崎1676番1の地先堤塘、1677番、1677番の地先水路、1677番の地先堤塘、1679番1、1679番1の地先道路、1679番1の地先水路、1679番1の地先堤塘、1679番2、1679番2の地先水路、1679番2の地先堤塘、長岡字小生堂994番1の地先堤塘、1060番、1060番の地先水路、1060番の地先堤塘
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
東置賜郡高島町大字石岡943番地 川井 正市

山形県告示第735号

次の開発行為は、完了した。

平成27年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成26年3月30日 指令置総建第82号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
南陽市柵塚字太子堂406番1の一部、406番1の地先道路、406番1の地先堤塘、408番1の地先水路、408番1の地先堤塘、410番、410番の地先堤塘、字渋田2505番、長岡字境田2199番の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
南陽市郡山630番地の5 株式会社小林商事

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月1日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

（山形県人事委員会規則5-1の一部改正）

第1条 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

別表第12の2中 「

|   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| 府 | 中 | 市 | 3 | 級 | 地 |
|---|---|---|---|---|---|

」を

「

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 府 | 中 | 市 | 3 | 級 | 地 |   |
| 神 | 奈 | 川 | 横 | 2 | 級 | 地 |

」に改める。

（山形県人事委員会規則5-1の一部を改正する規則（平成27年3月24日）の一部改正）

第2条 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則（平成27年3月24日）の一部を次のように改正する。

附則別表中 「

|         |
|---------|
| 東京都府中市  |
| 愛知県名古屋市 |

」を 「

|         |
|---------|
| 東京都府中市  |
| 神奈川県横浜市 |
| 愛知県名古屋市 |

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

## 公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成27年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成27年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

(1) 日 時 平成27年11月13日（金） 午前10時から正午まで

(2) 場 所 山形県工業技術センター第1研修室 山形市松栄二丁目2番1号

2 受験手続

受験願書を平成27年10月5日（月）から同月16日（金）までの間に商工労働観光部産業政策課（山形市松波二丁目8番1号）に提出すること（郵送による提出の場合は、平成27年10月16日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。）。

3 その他

詳細については、商工労働観光部産業政策課鉦政・計量担当（電話023(630)2361）に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条の規定により、同法第44条第1項の規定による平成27年度後期実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

平成27年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 技能検定の実施職種

(1) 特級

| 検 定 職 種 |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 鑄       |   |   |   | 造 |
| 金       | 属 | 熱 | 処 | 理 |
| 機       | 械 | 加 |   | 工 |
| 放       | 電 | 加 |   | 工 |
| 金       | 型 | 製 |   | 作 |
| 金       | 属 | プ | レ | ス |
| 工       | 場 | 板 |   | 金 |
| め       |   | つ |   | き |
| 仕       |   | 上 |   | げ |
| 機       | 械 | 検 |   | 査 |
| ダ       | イ | カ | ス | ト |



|                   |
|-------------------|
| 電 子 機 器 組 立 て     |
| 電 気 機 器 組 立 て     |
| 半 導 体 製 品 製 造     |
| プ リ ン ト 配 線 板 製 造 |
| 自 動 販 売 機 調 整     |
| 光 学 機 器 製 造       |
| 内 燃 機 関 組 立 て     |
| 空 気 圧 装 置 組 立 て   |
| 油 圧 装 置 調 整       |
| 建 設 機 械 整 備       |
| 婦 人 子 供 服 製 造     |
| 紳 士 服 製 造         |
| プ ラ ス チ ッ ク 成 形   |
| パ ン 製 造           |

(2) 1級及び2級

| 検 定 職 種       | 検 定 作 業            |
|---------------|--------------------|
| さ く 井         | ロータリー式さく井工事作業      |
| 金 型 製 作       | プレス金型製作作業          |
| 工 場 板 金       | 機 械 板 金 作 業        |
|               | 数値制御タレットパンチプレス板金作業 |
| 機 械 検 査       | 機 械 検 査 作 業        |
| 電 気 機 器 組 立 て | シ ー ケ ン ス 制 御 作 業  |
| 半 導 体 製 品 製 造 | 集積回路チップ製造作業        |
|               | 集積回路組立て作業          |

|                           |                             |
|---------------------------|-----------------------------|
| プリント配線板製造                 | プリント配線板設計作業                 |
|                           | プリント配線板製造作業                 |
| 自動販売機調整                   | 自動販売機調整作業                   |
| 鉄道車両製造・整備                 | 鉄道車両点検・調整作業                 |
| 光学機器製造                    | 光学機器組立て作業                   |
| 空気圧装置組立て                  | 空気圧装置組立て作業                  |
| 油圧装置調整                    | 油圧装置調整作業                    |
| 農業機械整備                    | 農業機械整備作業                    |
| 冷凍空気調和機器施工                | 冷凍空気調和機器施工作業                |
| 婦人子供服製造                   | 婦人子供既製服縫製作業                 |
| 和裁                        | 和服製作作業                      |
| 石材施工                      | 石材加工作業                      |
| 建築大工                      | 大工工事作業                      |
| かわらぶき                     | かわらぶき作業                     |
| 配管                        | 建築配管作業                      |
| <small>ちゅう</small> 厨房設備施工 | <small>ちゅう</small> 厨房設備施工作業 |
| 型枠施工                      | 型枠工事作業                      |
| 鉄筋施工                      | 鉄筋施工図作成作業                   |
|                           | 鉄筋組立て作業                     |
| コンクリート圧送施工                | コンクリート圧送工事作業                |
| 防水施工                      | アスファルト防水工事作業                |
|                           | 合成ゴム系シート防水工事作業              |
|                           | 塩化ビニル系シート防水工事作業             |
|                           | 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業      |

|            |                 |
|------------|-----------------|
| カーテンウォール施工 | 金属製カーテンウォール工事作業 |
| ガラス施工      | ガラス工事作業         |
| 機械・プラント製図  | 機械製図手書き作業       |
|            | 機械製図CAD作業       |
| 電気製図       | 配電盤・制御盤製図作業     |
| 金属材料試験     | 組織試験作業          |
| 塗装         | 鋼橋塗装作業          |
| 舞台機構調整     | 音響機構調整作業        |

## (3) 3級

| 検 定 職 種        | 検 定 作 業             |
|----------------|---------------------|
| 機械加工           | 普通旋盤作業              |
| 機械検査           | 機械検査作業              |
| 電子機器組立て        | 電子機器組立て作業           |
| 電気機器組立て        | 配電盤・制御盤組立て作業        |
|                | シーケンス制御作業           |
| 冷凍空気調和機器施工     | 冷凍空気調和機器施工作業        |
| 和裁             | 和服製作作業              |
| 家具製作           | 家具手加工作業             |
| プラスチック成形       | 射出成形作業              |
| 建築大工           | 大工工事作業              |
| 配管             | 建築配管作業              |
| テクニカルイラストレーション | テクニカルイラストレーションCAD作業 |
| 機械・プラント製図      | 機械製図手書き作業           |
|                | 機械製図CAD作業           |

|         |                       |
|---------|-----------------------|
| 電 気 製 図 | 配 電 盤 ・ 制 御 盤 製 図 作 業 |
|---------|-----------------------|

(4) 単一等級

| 検 定 職 種           | 検 定 作 業                 |
|-------------------|-------------------------|
| 製 麵               | 機 械 生 麵 製 造 作 業         |
| 樹 脂 接 着 剤 注 入 施 工 | 樹 脂 接 着 剤 注 入 工 事 作 業   |
| バ ル コ ニ ー 施 工     | 金 属 製 バ ル コ ニ ー 工 事 作 業 |

2 技能検定試験手数料

(1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

(2) 学科試験手数料 3,100円

3 技能検定の期日及び場所

| 区 分     | 期 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 場 所                |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 実 技 試 験 | 平成27年12月2日（水）から平成28年2月14日（日）までの間において山形県職業能力開発協会が指定する日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 山形県職業能力開発協会が指定する場所 |
| 学 科 試 験 | 平成28年1月24日（日）<br>1級及び2級<br>機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験<br>3級<br>電気機器組立て、配管                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                    |
|         | 平成28年1月31日（日）<br>特級<br>鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造<br>1級及び2級<br>さく井、金型製作、工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、厨房設備施工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図<br>3級<br>機械加工、電子機器組立て、冷凍空気調和機器施工、家具製作、機械・プラント製図<br>単一等級<br>製麵、バルコニー施工 |                    |

|                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------|
| 平成28年2月3日（水）                                                                   |
| 1級及び2級<br>舞台機構調整                                                               |
| 平成28年2月7日（日）                                                                   |
| 1級及び2級<br>半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造、空気<br>圧装置組立て、和裁、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、電<br>気製図、塗装 |
| 3級<br>機械検査、和裁、プラスチック成形、建築大工、テクニカル<br>イラストレーション、電気製図                            |
| 単一等級<br>樹脂接着剤注入施工                                                              |

#### 4 受検手続

技能検定受検申請書を平成27年10月5日（月）から同月16日（金）までの間に山形市松栄二丁目2番1号山形県職業能力開発協会に提出すること。

#### 5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用対策課技能五輪・アビリンピック推進室（電話023(630)2303）又は山形県職業能力開発協会（電話023(644)8562）に問い合わせること。

平成27年9月1日印刷  
平成27年9月1日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056